

長野市議会基本条例等の一部を改正する条例（案）

（長野市議会基本条例の一部改正）

第1条 長野市議会基本条例（平成21年長野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

前文及び第11条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第12条第2項中「第109条、第109条の2及び第110条」を「第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

（長野市議会委員会条例の一部改正）

第2条 長野市議会委員会条例（昭和42年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

第26条第3項中「退場」を「退席」に改める。

（長野市政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第3条 長野市政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野市政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条、第3条第1項から第4項までの規定及び第6項並びに第4条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報・広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るための活動に必要な経費に対して交付する。

2 会派は、政務活動費を別表に定める経費の範囲で使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「会派は、政務調査費」を「会派の代表者は、政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条第2項に規定する経費の範囲で」に改める。

第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行うこと等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等）
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓料等）
人件費	会派の政務活動費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務活動費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費（賃借料、維持管理費、備品購入費等）
その他の経費	その他必要な経費

(長野市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 長野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年長野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(長野市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 長野市証人等に対する実費弁償に関する条例(昭和41年長野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第109条第6項(第109条の2第5項及び第110条第5項)」を「同法第115条の2第2項(同法第109条第5項)」に、「第199条第8項」を「同法第199条第8項」に、「第109条第5項(第109条の2第5項及び第110条第5項)」を「同法第115条の2第1項(同法第109条第5項)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の長野市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に同条の規定による改正前の長野市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。